

「レコード演奏・伝達権」について

文化審議会著作権分科会
政策小委員会
2025年8月19日

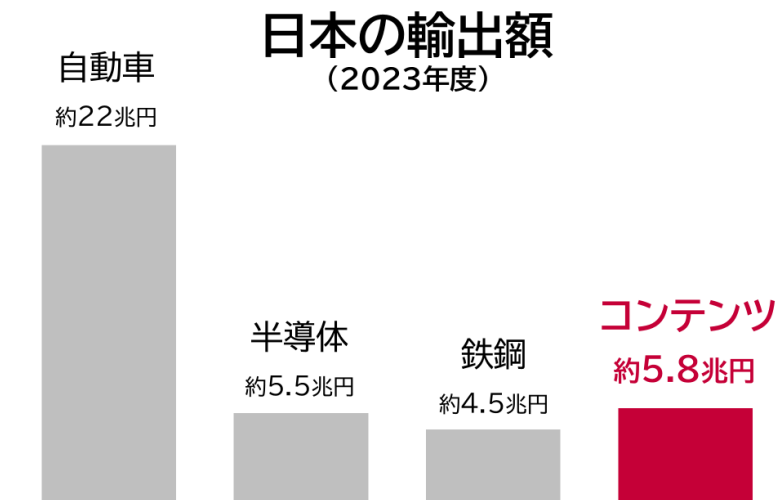
一般社団法人 日本レコード協会
公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター
一般社団法人 日本音楽事業者協会
一般社団法人 日本音楽制作者連盟

コンテンツ産業 海外展開強化に関する機運の高まり

2025年1月24日 総理施政方針演説



海外売上げで半導体や鉄鋼に肩を並べるエンタメ・コンテンツ産業について、
2033年までに海外売上高を5兆円から20兆円とする目標を掲げ海外展開を支援し、クリエイターの方々の育成や安心して働ける環境の整備を含めその発展を強力に支援します。



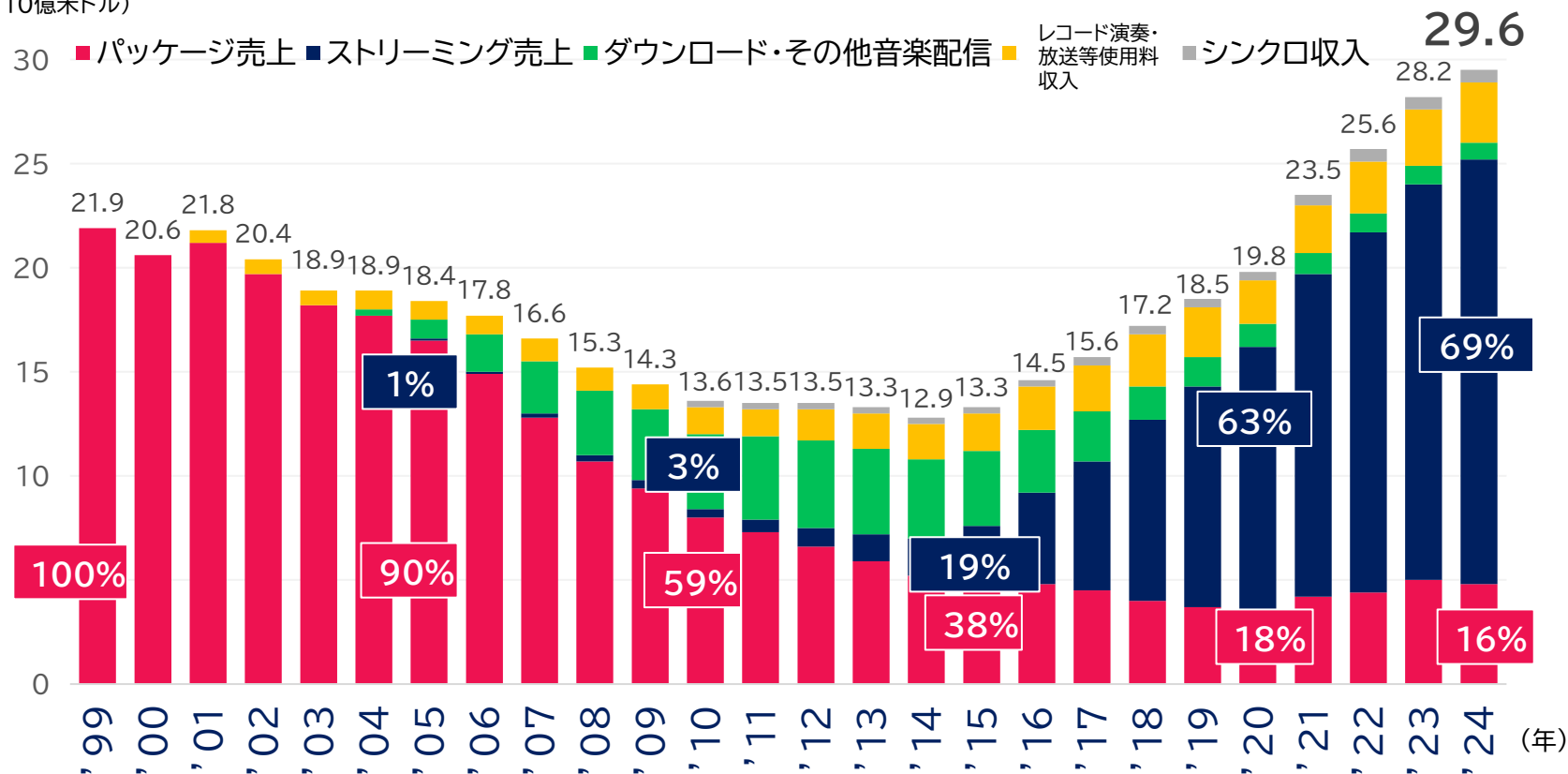
出典：財務省「貿易統計」/ヒューマンメディア

「MUSIC AWARDS JAPAN」をはじめとする各施策を通じて
2033年までに日本音楽産業の海外売上高を
音源・コンサート・物販合わせて
1兆円へ

世界の音楽売上推移

- ・ 2024年の全世界レコード産業市場規模は、前年比4.8%増の約296億USD(約4兆5,000億円)
- ・ 10年連続でプラス成長となり、今世紀最高売上を更新

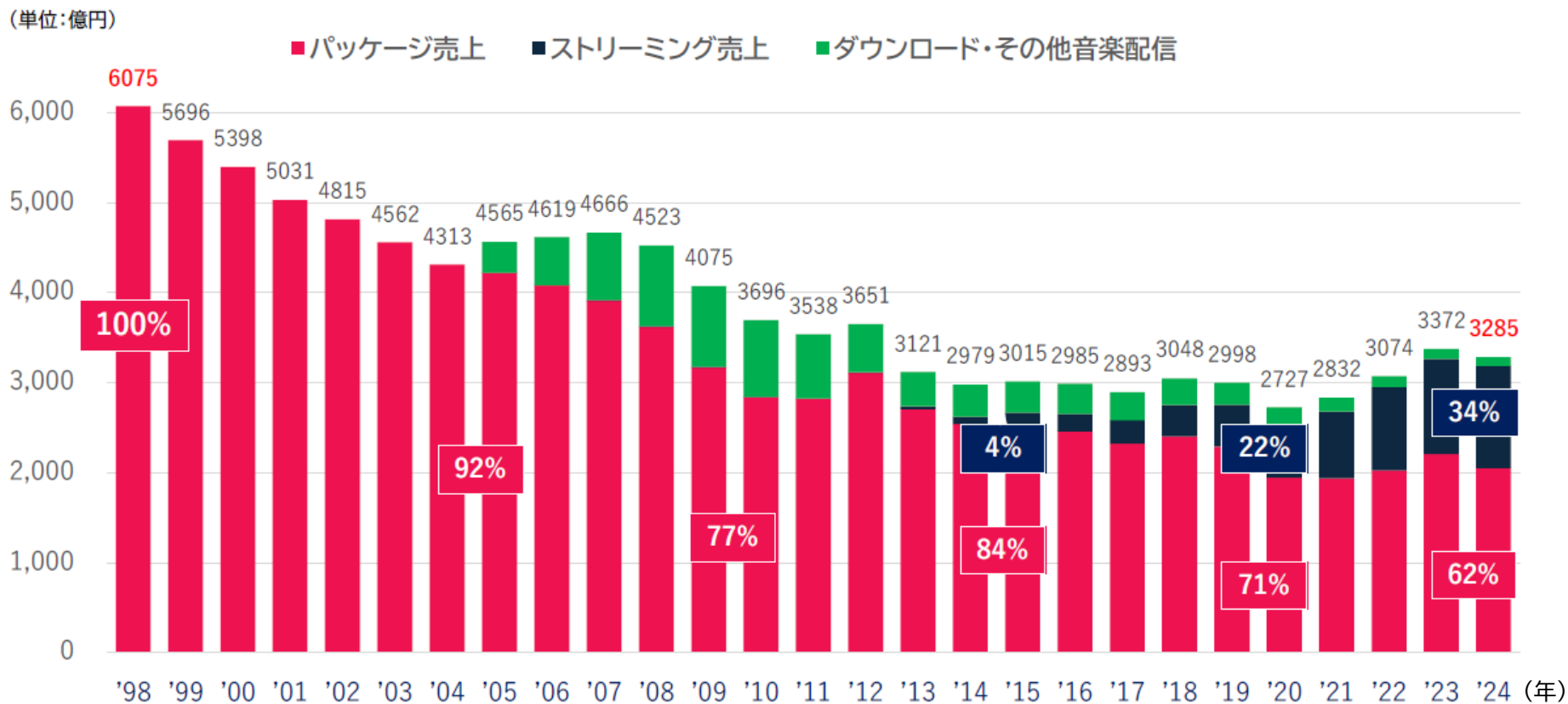
(単位:10億米ドル)



出典: IFPI「GLOBAL MUSIC REPORT 2025」

日本の音楽売上推移

- ・ 2024年は、トータル約**3,285億円**(前年より微減)
- ・ レコード産業のピークは1998年(約6,075億円)



出典: 日本レコード協会 統計データ

そのような状況下でも
光明が・・・

世界における日本のヒット曲

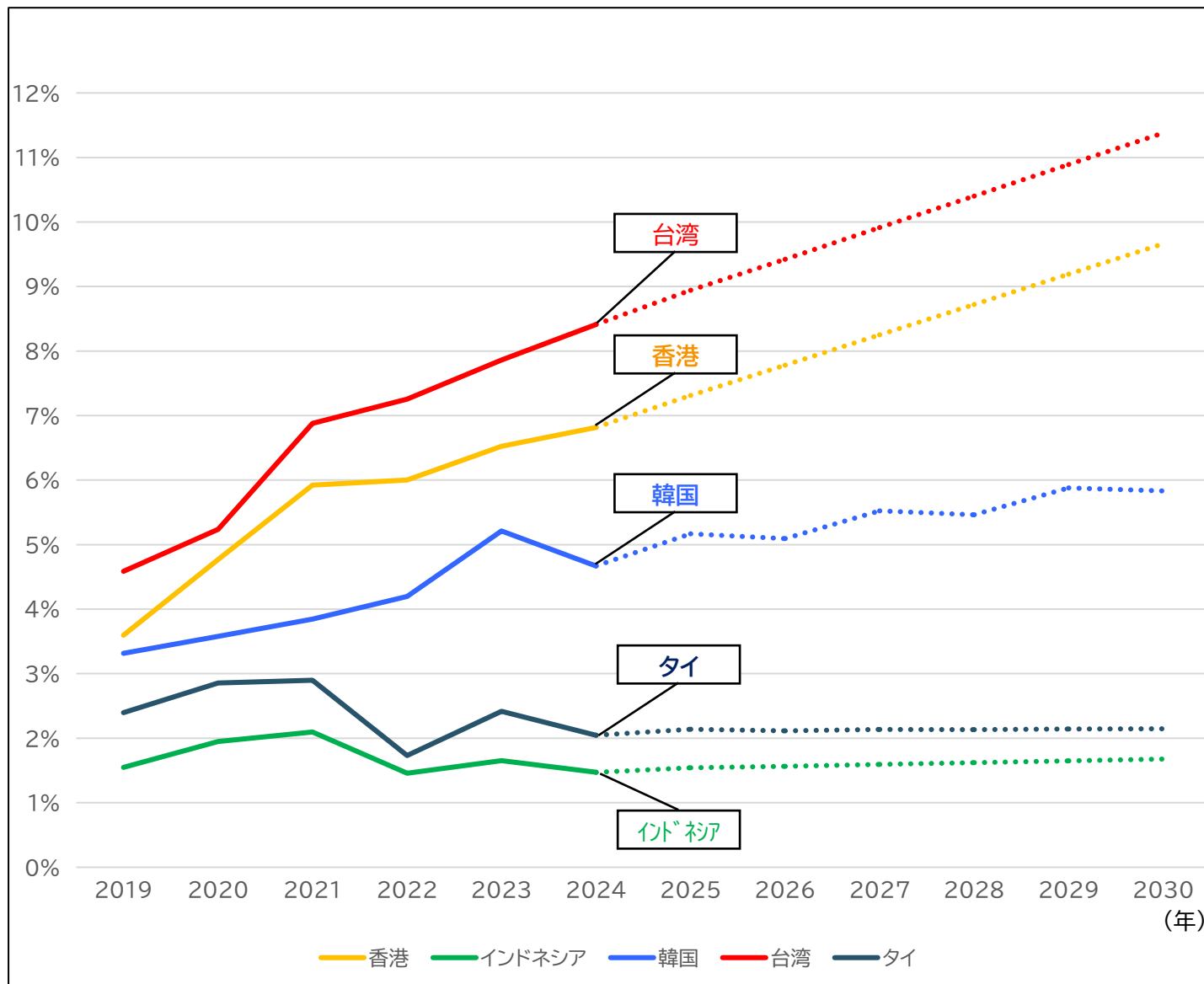
ビルボード「Globalチャート」上位100位にチャートインした
日本人アーティスト
＜対象期間:2020年9月～2025年3月＞

最高位	最高位の楽曲タイトル	アーティスト
7	Idol	YOASOBI
8	Bling-Bang-Bang-Born	Creepy Nuts
8	Homura	LiSA
13	Kick Back	Kenshi Yonezu
20	New Genesis	Ado
28	Specialz	King Gnu
28	Just Dance!	Travis Japan
29	Subtitle	Official HIGE DANdism
37	Zankyosanka	Aimer
40	One Last Kiss	Hikaru Utada
47	Renegades	ONE OK ROCK
48	Dry Flower	Yuuri

最高位	最高位の楽曲タイトル	アーティスト
51	Whenever You Call	ARASHI
73	Lilac	Mrs.GREEN APPLE
75	Step And A Step	NiziU
85	Where Our Blue Is	Tatsuya Kitani
87	Phantom Thief	back number
89	Wasurena	Awesome City Club
90	Habit	SEKAI NO OWARI
91	Niji	Masaki Suda
92	The Rumbling	SiM
96	Kaiju	sakanaction
98	U	millennium parade & Belle

アジアにおける日本音楽の聴取状況

日本人アーティストの音楽ストリーミング再生回数シェア 上位5カ国 (Luminate調べ)



個々のアーティストの世界へのチャレンジ

● Ado

・オーストラリア

シドニー・メルボルンでのライブ公演後1週間のストリーミング数がライブ前の倍近くに

・フィリピン

ライブ公演後にストリーミング数が67%増

・デンマーク

ライブ公演後にストリーミング数が122%増

● YOASOBI

・韓国

「アイドル」が韓国のストリーミングサービスで1位を獲得

・インドネシア

「夜に駆ける」がTikTokでバイラルヒット。音楽フェスでのパフォーマンスもあり、インドネシア全体で人気急上昇

● 藤井風

・ブラジル、インド、インドネシア、アメリカ

「死ぬのがいいわ」が各国で1位を獲得

**日本の音楽産業の
海外における状況と
個々のアーティストの頑張りを
音楽業界も後押し！**

国際音楽賞「MUSIC AWARDS JAPAN」



音楽人5000人が選ぶ、国際音楽賞。

第1回授賞式：2025年5月21日・22日
会場：ロームシアター京都

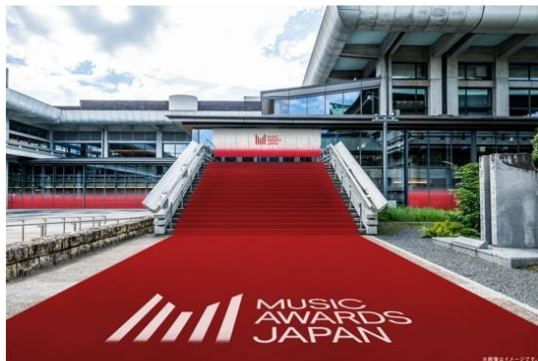
主催：カルチャーアンドエンタテインメント産業振興会(CEIPA)

日本音楽事業者協会、日本音楽制作者連盟、コンサートプロモーターズ協会、
日本音楽出版社協会、日本レコード協会

「世界とつながり、音楽の未来を灯す。」

をコンセプトに、日本およびアジアの音楽を世界に発信しその存在感を高め、
音楽の未来を切り開く国内最大規模の国際音楽賞として、
最優秀楽曲賞、最優秀アーティストなどをはじめ、計62部門を創設。

主要6部門：最優秀楽曲賞／最優秀アルバム賞／最優秀アーティスト賞／
最優秀ニュー・アーティスト賞／Top Global Hit from Japan／最優秀アジア楽曲賞



※画像はイメージです

国際音楽賞「MUSIC AWARDS JAPAN」



MUSIC AWARDS JAPAN
2025

主要6部門
最優秀作品・アーティスト

最優秀楽曲賞

Bling-Bang-Bang-Born
Creepy Nuts

最優秀アーティスト賞

Mrs. GREEN APPLE

最優秀ニュー・アーティスト賞

tuki.

最優秀アルバム賞

LOVE ALL SERVE ALL

藤井 風

Top Global Hit from Japan

アイドル
YOASOBI

最優秀アジア楽曲賞

Supernova
aespa

**更に日本の経済界も
後押し！**

MUSIC WAY PROJECTの始動

CEIPA TOYOTA GROUP

MUSIC WAY PROJECT



本質的な音楽産業のグローバル化
持続的な成長を支援・推進
世界に挑戦する道をつくる

**CEIPA×TOYOTA GROUP
共創プロジェクト**

MUSIC WAY PROJECTの始動

海外で活躍する才能を磨く “人づくり”

1

学生人材発掘・育成

Student Seminar

国内大学と連携した学生向け講座など

2

業界若手育成

Professional Seminar

業界若手人材向けオンライン講座など

3

クリエイター育成

Global Co-writing Camp

国境を越えたクリエイターが集まる
コライトキャンプの開催

若き才能がもっと活躍する為の “場づくり”

4

海外拠点の充実

アメリカ、ヨーロッパ、アジアにおける
3拠点を構え、日本アーティストの活動をサポート

5

GLOBAL SHOWCASE LIVE

アジア及び欧米でのショーケースステージを展開。
活躍の足がかりと、ネットワークを強化

イベント

- ・ TOKYO CALLING x INSPIRED BY TOKYO showcase
- ・ matsuri '25: Japanese Music Experience LOS ANGELES

6

TOYOTA ARENA TOKYOの活用

日本から世界へ飛ばたく若手アーティストの
活躍の舞台となるよう活用の仕方を協議

J-POPの世界展開

2025年3月19日

matsuri '25 in ロサンゼルス / Peacock Theater 来場者：約7,000人

presented by **CEIPA×TOYOTA GROUP "MUSIC WAY PROJECT"**

Ado



撮影 Viola Kam (V'z Twinkle)

新しい学校のリーダーズ



撮影 YURI HASEGAWA

YOASOBI



撮影 YURI HASEGAWA

出典: CEIPA <https://www.ceipa.net/news/detail/33>

2025年12月 in タイ

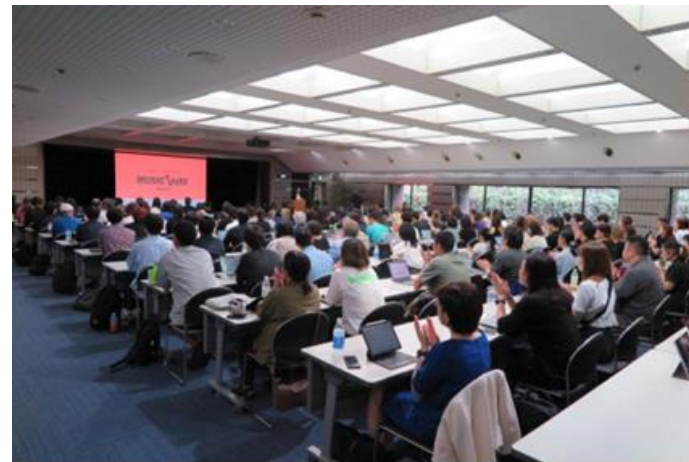


日本人アーティストが参加するイベントを現地アワードとの連携及び「MUSIC WAY PROJECT」の一環として年内に2回開催予定

次世代クリエイター育成の取組み

Professional Seminar Public Series

「MUSIC WAY PROJECT」の一環として、
2025年7月～11月にかけて毎月1回、
バークリー音楽大学の教授によるビデオ講義の
ほか、韓国・タイ・インドネシアといった海外戦略の
キーとなるマーケットを対象とするセミナーを実施
(7月22日に韓国編、8月14日タイ編を開催)



トヨタ自動車東京本社で行われた Public Series 1st Edition (韓国編)

出典:CEIPA <https://www.ceipa.net/newsletter/pdf/340/detail/38>

海外で活躍が期待される

次世代クリエイティブ人材育成プログラム

CEIPAが文化庁の補助金による基金を活用し、「クリエイター等育成プログラム」の一環として、次世代の音楽シーンを担う「①プロデューサー」「②作詞家・作曲家」「③アーティスト」(社会人/デビュー3～10年以内)を対象に、北米(ロサンゼルス)・ASEAN(バンコク)・欧州(ロンドン)に留学生(9名程度)を派遣して、メンターによる直接指導の下、約28カ月に亘って海外市場で活躍するための専門能力開発・ネットワークづくりを支援

渋谷から世界へ～
音楽の国際見本市も開催

東京国際ミュージック・マーケット(TIMM)

- ✓ 毎年開催される海外向け商談イベント(RIAJは運営支援)
- ✓ 世界各国からバイヤーを招聘
- ✓ 「商談会」「ビジネスセミナー」「ショーケースライブ」を展開し、日本音楽のライセンスアウト拡大を目指す
- ✓ 21回目の開催となった2024年は、日本のポップカルチャーの聖地の1つである、音楽の街-渋谷-で開催



会場の様子(過去)



ビジネスセミナー(過去)



Showcase Live (過去)

主催
運営支援

一般財団法人日本音楽産業・文化振興財団(JMCE)
日本レコード協会

これらの状況、目標を
結実させるために・・・

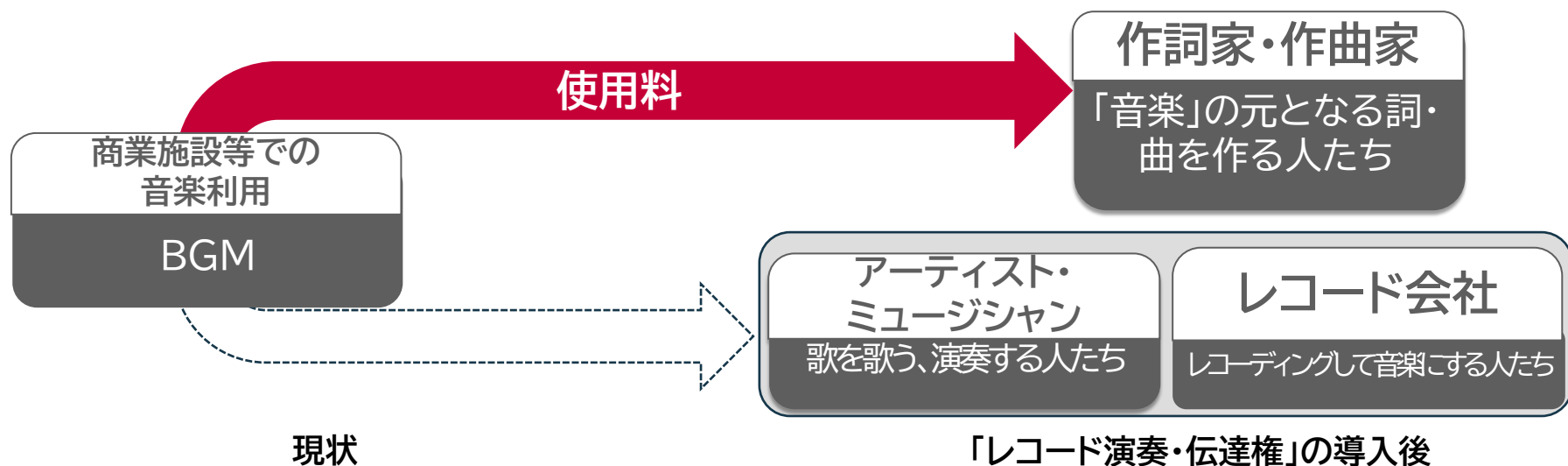
日本において「レコード演奏・伝達権」の法制化が必要な理由

- 日本音楽の海外展開が進み、海外の商業施設で日本音楽が広く聴かれるようになって、日本には「レコード演奏・伝達権」が存在しないため、相互主義によって、アーティストやレコード会社は海外からの対価還元を得ることができない。
マネタイズできる仕組みの構築が必要。
- 「レコード演奏・伝達権」の導入で全ての課題が解決するわけではないが、少なくとも日本のアーティストや音楽業界が世界で戦っていく上では、レコード演奏・伝達権の導入により新しい収入源を得て、世界と同じ条件で戦えるようにすることが必要。

<参考> 全世界のレコード演奏権収入(レコード製作者分と実演家分の合計額)は
2020~2024年の5年間で1.9倍の伸び [IFPI調査]

- 「レコード演奏・伝達権の導入」は、アーティストたちが海外に発信・展開していくインセンティブになる。また、「レコード演奏・伝達権」から得られる収益が後進アーティストを育成・支援していくための新たな原資となる。

「レコード演奏・伝達権」の必要性



若手アーティストが努力の末に店舗等で曲を聴いてもらえるようになって、著作権者と異なり、対価を得るための権利が全くない

日本人アーティストが海外でライブを行い人気が出たとしても、一度きりの出演料しかもらえない（活動が点で終わってしまう）

日本の厳しい経済状況により、未来のアーティストやミュージシャンの育成が課題となっている

海外の店舗等で曲が再生された場合の対価獲得が可能になる

継続的に収入を得る手段が生まれ、海外展開のインセンティブが一層高まる（活動を線や面にしていけることができる）

レコード演奏・伝達権の収益を原資として、未来のアーティスト・ミュージシャンの育成を強化することができる

海外ではスタンダードになっている「レコード演奏・伝達権」を日本にも導入し、イコールフットイングを確立することによって、海外進出がすすむ日本人アーティストの音楽活動を支援し、後進の若手アーティストの育成・支援を進めていくことが可能になる

世界の導入状況 および主要国の仕組み

海外のレコード著作権隣接権管理団体が管理するBGM使用料

国名	喫茶店に係るBGM使用料 (500㎡以下の店舗に係る実演家分・レコード製作者分の合計年額)	備考												
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ● 聴取可能面積に応じた使用料 <table> <tr> <td>1-400㎡</td> <td>195.40ポンド</td> </tr> <tr> <td>401-450㎡</td> <td>219.82ポンド</td> </tr> <tr> <td>451-500㎡</td> <td>244.24ポンド</td> </tr> </table> 	1-400㎡	195.40ポンド	401-450㎡	219.82ポンド	451-500㎡	244.24ポンド	50㎡以下の施設については、伝統的なラジオ放送・テレビ放送の伝達のみであることを条件に、使用料を50%引き						
1-400㎡	195.40ポンド													
401-450㎡	219.82ポンド													
451-500㎡	244.24ポンド													
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ● 座席数、店舗所在地の市町村人口規模に応じた使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市町村人口規模別の使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模店舗(※備考)</td> <td>116.61~272.13ユーロ</td> </tr> <tr> <td>30席未満</td> <td>150.31~558.52ユーロ</td> </tr> <tr> <td>31-60席</td> <td>217.70~812.50ユーロ</td> </tr> <tr> <td>61-100席</td> <td>250.10~894.14ユーロ</td> </tr> <tr> <td>101席以上</td> <td>287.68~983.55ユーロ</td> </tr> </tbody> </table> 	区分	市町村人口規模別の使用料	小規模店舗(※備考)	116.61~272.13ユーロ	30席未満	150.31~558.52ユーロ	31-60席	217.70~812.50ユーロ	61-100席	250.10~894.14ユーロ	101席以上	287.68~983.55ユーロ	「小規模店舗」とは、ラジオ放送・テレビ放送の伝達のみで追加的な音響設備を伴わない店舗を指し、座席数は問わない
区分	市町村人口規模別の使用料													
小規模店舗(※備考)	116.61~272.13ユーロ													
30席未満	150.31~558.52ユーロ													
31-60席	217.70~812.50ユーロ													
61-100席	250.10~894.14ユーロ													
101席以上	287.68~983.55ユーロ													
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業面積に応じた使用料(録音物の再生演奏に係る使用料) <table> <tr> <td>100㎡以下</td> <td>47.44 ユーロ</td> </tr> <tr> <td>100-200㎡以下</td> <td>94.86 ユーロ</td> </tr> <tr> <td>200-300㎡以下</td> <td>142.28 ユーロ</td> </tr> <tr> <td>300-500㎡以下</td> <td>165.96 ユーロ</td> </tr> </table> 	100㎡以下	47.44 ユーロ	100-200㎡以下	94.86 ユーロ	200-300㎡以下	142.28 ユーロ	300-500㎡以下	165.96 ユーロ					
100㎡以下	47.44 ユーロ													
100-200㎡以下	94.86 ユーロ													
200-300㎡以下	142.28 ユーロ													
300-500㎡以下	165.96 ユーロ													
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業面積に応じた使用料 <table> <tr> <td>50-100㎡未満</td> <td>24,000ウォン(=月額2,000ウォン×12カ月)</td> </tr> <tr> <td>100-200㎡未満</td> <td>43,200ウォン(=月額3,600ウォン×12カ月)</td> </tr> <tr> <td>200-300㎡未満</td> <td>58,800ウォン(=月額4,900ウォン×12カ月)</td> </tr> <tr> <td>300-500㎡未満</td> <td>74,400ウォン(=月額6,200ウォン×12カ月)</td> </tr> </table> 	50-100㎡未満	24,000ウォン(=月額2,000ウォン×12カ月)	100-200㎡未満	43,200ウォン(=月額3,600ウォン×12カ月)	200-300㎡未満	58,800ウォン(=月額4,900ウォン×12カ月)	300-500㎡未満	74,400ウォン(=月額6,200ウォン×12カ月)	<ul style="list-style-type: none"> ・営業面積50㎡未満は徴収対象外 ・BGM提供サービスを用いる店舗については、BGM提供サービス事業者が使用料を徴収 				
50-100㎡未満	24,000ウォン(=月額2,000ウォン×12カ月)													
100-200㎡未満	43,200ウォン(=月額3,600ウォン×12カ月)													
200-300㎡未満	58,800ウォン(=月額4,900ウォン×12カ月)													
300-500㎡未満	74,400ウォン(=月額6,200ウォン×12カ月)													
中国	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業面積に応じた使用料 1㎡あたり15元 	営業面積が100㎡未満の場合は100㎡分の使用料を適用												

日本の音楽著作権の 仕組みは？

国内の音楽著作権管理事業者が管理するBGM使用料

JASRAC使用料規程「第11節 BGM」

(1)BGM利用施設が包括的利用許諾契約を結ぶ場合

施設面積(宿泊施設の場合は定員)	年間使用料	月間使用料	1曲1回(5分まで)の使用料
500㎡(100人)まで	6,000円/年	1,200円/月	2円/回
1,000㎡(200人)まで	10,000円/年	2,000円/月	3円/回
3,000㎡(300人)まで	20,000円/年	4,000円/月	7円/回
6,000㎡(400人)まで	30,000円/年	6,000円/月	10円/回
9,000㎡(500人)まで	40,000円/年	8,000円/月	13円/回
9,000㎡(500人)超	50,000円/年	10,000円/月	17円/回

(2)BGM音源提供事業者が自己の顧客であるすべての音源供給先のために包括的利用許諾契約を結ぶ場合

BGM音源提供事業者の前年度営業収入の1%

- 以下の利用であって、著作権法38条1項の適用を受けない利用については、当分の間、使用料を免除する
- ① 福祉、医療、教育機関での利用
 - ② 事務所や工場等での主として従業員のみを対象とする利用
 - ③ 露店等での短時間かつ軽微な利用

最後に・・・

「レコード演奏・伝達権」の制度構築について

- 日本のアーティストや音楽業界が一致団結して「MUSIC AWARDS JAPAN」「MUSIC WAY PROJECT」などの施策により海外展開を推し進めている中、海外からレコード演奏使用料を獲得していくための法的基盤として日本国内における「レコード演奏・伝達権」の創設をお願いしたい
- 世界で活躍する日本のアーティストを支援すると共に、次なるアーティストもまた世界に送り出していくための仕組みづくりが必要
- 利用者団体・関係各方面のご意見を伺いながら、利用者の皆様の負担にも配慮していきたい